

越境電子商取引（EC）の拡大に伴う輸入件数の急増や港湾・空港分野における国際競争の激化等により、保税地域の需要が高まっています。

これを踏まえ、厳格な水際取締りの水準を維持しつつ、多様なニーズに応えたるため、保税蔵置場等の許可基準や許可期間にかかる通達を改正しました。（2025年7月1日施行）

量的要件の緩和（貨物取扱見込量に係る要件）

これまで

「同種条件にある既存の保税蔵置場と比較して、同程度以上の見込量があること」を基準としていましたが、今回の改正により

「許可を受けようとする期間内に、外貨の取扱見込が複数回あること」が基準となりました。

※従前どおり、港湾・空港の機能を維持するために必要と認められる船（機）用品、航空機部品を取り扱う施設や危険品を蔵置するための施設には、量的要件は求められません。

保税制度を活用した新規事業を行いややすくなったね！



許可期間の見直し（自主管理制度のより一層の適正な実施）

保税蔵置場等の許可期間及びその更新の期間について、次の場合には最長3年となります。

【新規】

- ① 現に保税地域の許可等を受けていない者である場合
- ② 現に受けていた保税地域の許可等の日から3年を経過していない者である場合
- ③ 現に許可等を受けていた保税地域に係る非違が行われた日から3年を経過していない場合

【更新】

- ① 許可期間が満了する日から過去3年以内に非違が行われた場合

※「非違」とは、法の規定に違反する行為。

※新規③及び更新①の場合においては、非違の内容及び再発防止策の履行状況等を踏まえ、改善措置が十分であると認められる場合を除きます。

解 説

◆ 新規①：現に保税地域の許可等を受けていない者である場合

→「保税地域の許可等」とは、保税蔵置場又は保税工場の許可、関税法第50条第2項又は同法第61条の5第2項の届出の受理並びに指定保税地域又は総合保税地域において貨物を管理する者になることをいいます。例えば、移転により廃業したのちに新規許可申請をする際に現に許可等を受けている蔵置場がなければ最長3年となるため、ご留意ください。

◆ 新規②：現に受けている保税地域の許可等の日から3年を経過していない者である場合

→「保税地域の許可等の日」とは、保税蔵置場又は保税工場の許可期間の初日、届出蔵置場又は届出工場としての業務開始日並びに指定保税地域又は総合保税地域で貨物を管理する者になった日をいい、二以上の許可等を受けている場合には、これらのうち最初に受けた許可等の日をいいます。

◆ 新規③：現に許可等を受けている保税地域に係る**非違**が行われた日から3年を経過していない場合

→許可を申請している税関が管轄する保税地域の**非違**だけでなく、全国の許可等を受けている保税地域が対象です。（新規①②も同様に「全国の許可を受けている保税地域」が対象）
また、搬入停止等の処分が行われなかった非違（非違点数10点以下）であっても対象です。

◆ 更新①：許可期間が満了する日から過去3年以内に**非違**が行われた場合

→更新を申請する保税地域において発生した非違をいいます。



保税蔵置場等の許可・更新期間の最長は従前どおり6年だけど、最長3年になる場合があるんだね。
でも、最長期間として上限が3年だから、場合によっては許可・更新期間が1年や2年になることも考えられるね。

非違については、改善措置が十分であると認められる場合は除かれるみたいだけど、
全国の保税地域が対象だから、一括して非違の発生と改善措置を管理できる体制にしておくべきだね。

【関係通達】

- ・関税法基本通達43-1（保税蔵置場の許可の基準）
- ・関税法基本通達42-10（保税蔵置場の許可の期間の指定）、61の4-1（保税工場の許可の期間の指定）
- ・関税法基本通達42-12（許可の期間の更新の手続等）、56-15（許可の期間の更新手続等）



保税制度のHPも
見て欲しいワン！

